

土壤環境施策に関するあり方懇談会報告の概要

課題

- 土地売買や再開発等の際に土壤汚染の調査・対策が広く行われるようになり、土壤汚染対策法の対象範囲外で、土壤汚染が判明することが多い。
- 盛土又は封じ込めで十分な場合でも、掘削除去が選択されることが多く、
 - ・ブラウンフィールド問題が今後深刻化するおそれがある。
 - ・現場から搬出される汚染土壤が不適正に処理される懸念がある。

今後の施策のあり方

リスクに応じた合理的な対策の促進

- サイトごとの汚染状況や土地利用用途に応じた合理的かつ適切な対策の促進
 - ・摂取経路の遮断を基本とする法律の考え方への理解の促進
 - ・指定区域を分類化し、対策が実施されたことを明示
 - ・土地利用用途を考慮して対策の必要性を判断
 - ・対策計画をチェックする仕組み
- 各方面における経済的な方策
 - ・都市再開発、不動産鑑定、金融、企業会計等幅広い関係者の取組を期待

安全・安心な土壤環境の確保

- 法律の対象範囲の見直しを含めた検討
- 土壤汚染に関する情報を保存・提供する仕組みの充実
- 搬出される汚染土壤の適正処理の確保
 - ・搬出汚染土壤管理票(マニフェスト)を用いた管理システムの充実
 - ・汚染土壤が不適正処理された場合の是正措置
- 調査・対策の信頼性の確保
- 土壤汚染の未然防止、操業中からの対応の促進